

区立公園等の受動喫煙防止対策案について

国の健康増進法の一部改正や東京都受動喫煙防止条例の制定等を踏まえ、区立公園等においても対策が必要である。これまでのマナー啓発と注意指導に加え、新たな受動喫煙防止対策案を取りまとめたので報告する。

1 区立公園等の受動喫煙防止対策に関する基本的な考え方について

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の目的である望まない受動喫煙の防止を促進するとともに、東京都子どもを受動喫煙から守る条例の目的である子どもを受動喫煙の悪影響から保護するため、区立公園等の受動喫煙防止対策を推進する。

2 区立公園等における受動喫煙防止に必要な環境について

望まない受動喫煙及び子どもの受動喫煙を防止するためには、以下の環境が必要である。

(1) 一定規模の公園面積

望まない受動喫煙を防止するためには、喫煙者と非喫煙者に一定間隔以上の距離が必要であり、特に人の滞留が想定される公園内では道路等の通行を目的とした施設よりも十分な距離が確保できる広さが必要である。

(2) 喫煙場所の提供と明示

望まない受動喫煙を防止するためには、喫煙場所を提供し、その場所を明確にすることで、喫煙者の誘導を行うとともに、非喫煙者がその場所に近づくのを防ぐ必要がある。

(3) 喫煙者と利用者動線からの距離

公園等の入り口や主要な動線で喫煙が行われた場合は、望まない受動喫煙が生じてしまう。そのため、喫煙者と公園等利用者の動線に、十分な距離を確保する必要がある。

(4) 喫煙者と遊具からの距離

児童を対象とした遊具付近で喫煙が行われた場合は、子どもの受動喫煙を防止できないため、喫煙者と遊具及びその滞留スペースとの間に十分な距離を確保する必要がある。

3 区立公園等における分煙化及び禁煙化実施の基準について

上記2に挙げた要件を満たすため、10,000㎡以上の大規模公園かつ受動喫煙防止に必要な環境を備えた公園等には、喫煙場所を設置したうえで分煙とする。

さらに、2,500㎡以上から10,000㎡未満の公園等を対象に、厚生労働省健康局長通知「屋外分煙施設の技術的留意事項」の基準を満たす公衆喫煙場所の設置を検討する。

喫煙場所の設置ができない公園等及び2,500㎡未満の公園等は禁煙とする。

なお、区立公園等177箇所のうち、面積が10,000㎡以上の公園等は11箇所、2,500㎡以上10,000㎡未満の公園等は20箇所、2,500㎡未満の公園等は146箇所である。

4 喫煙場所の設置について

(1) 10,000㎡以上の大規模公園での喫煙場所の設置にあたっては、厚生労働省令で定める特定屋外喫煙場所の考え方を基に、利用者が通常立ち入らない箇所で、かつ園路等の通常利用される場所から十分な距離を取り、植栽等で明確に区分けをできる場所について設置の検討を行う。その際は、喫煙場所であることを明記した標識を掲示し、喫煙者を誘導することで非喫煙者が誤って立ち入らないようにする。

(2) 2,500㎡以上10,000㎡未満の公園等においては、厚生労働省健康局長通知「屋外分煙施設の技術的留意事項」の基準を満たす公衆喫煙場所の設置を検討する。

設置場所は、既存の公園施設に支障がなく、住居等に隣接していないことを前提に、地域合意が得られる場所で検討する。また、利用者と喫煙者を区分けするため、パーテーション等を設置する。

5 加熱式たばこの取り扱いについて

加熱式たばこは、東京都受動喫煙防止条例附則第4条第1項による指定たばこに該当し、①特定屋外喫煙場所、②喫煙専用室、③指定たばこ専用喫煙室以外での喫煙は通常のたばこと同様に規制対象である。

そのため、加熱式たばこについても喫煙場所以外での喫煙は禁止とする。

6 今後の予定

令和2年6月	喫煙場所設置検討結果の報告
7月	区報・区公式ホームページでの周知開始
10月	分煙化及び禁煙化の掲示物の設置工事完了
12月	灰皿撤去工事完了
令和3年1月	区立公園等の分煙化・禁煙化開始